

消防消第 110 号
平成 29 年 5 月 10 日

都道府県消防防災主管部局長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

警防活動時等における消防職員の安全管理の再徹底について

平成 29 年 5 月 8 日、岩手県宮古市において、強風により屋根が剥離しそうな状態であるとの 119 番通報により出動した消防職員が、建物 2 階の屋根上で命綱等による身体の確保を行わずに当該トタン屋根を固定作業中、剥離した部分が強風にあおられ、約 9 m の高さから地上まで転落し、死亡するという極めて憂慮すべき事故が発生しました。

詳細な事故原因等は管轄消防本部で検証される予定ですが、各消防本部については、今回の事故を鑑み、高所及び不安定な場所での活動時は、命綱や他隊員により身体を確保することを徹底するとともに、「安全管理体制の整備について」（昭和 58 年 7 月 26 日付消防消第 90 号）及び「警防活動時等における安全管理マニュアル及び訓練時における安全管理マニュアルの一部改正について」（平成 28 年 3 月 31 日付消防消第 63 号）等に基づき、安全管理体制の再点検及び安全管理マニュアルの再徹底を図るなど、事故防止に万全を期するようお願いいたします。

また、消防庁において、消防職団員の安全管理のための全国的な情報の共有化を目的として運用している「消防ヒヤリハットデータベース（消防職団員の事故事例の情報収集・提供システム）」では、各消防本部から提供された事例のうち、強風時の活動で転落の危険があった案件が複数登録されていることから、これらを含め、消防ヒヤリハットデータベースの活用についても留意願います。

貴職におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁 消防・救急課
職員第一係 芥田・桑原
TEL : 03-5253-7522
FAX : 03-5253-7532
E-mail : shokuin@soumu. go. jp

II（各論） §2 その他の災害防ぎよ 3 風水害

3 風水害

1 共通事項

| 留意事項 | 事故事例等 |
|---|--|
| <p>1 風水害は、土砂の崩壊、増水等による二次災害の危険があるので、指揮者は災害の状況、気象条件（※）、地形等（土砂災害警戒区域等）の消防活動上必要な情報を収集し、現場を十分把握するとともに、活動の安全を確保するため、速やかに全隊員に対して具体的な注意や指示を行う。</p> <p>※ 気象条件 気象警戒・注意報、雨量観測情報、土砂災害警戒情報等の気象に関する情報</p> <p>2 指揮者は常に隊員の行動を掌握するとともに、災害状況に応じて、監視員や消防部隊を指定して、重点的な安全管理体制を確立し、二次災害を防止する。また、隊員は単独行動を絶対に行わない。</p> <p>3 土砂災害は、雨がやんでからもしばらくは、拡大したり、同じ場所で再び発生することがある。特に土石流は複数回発生する傾向があることに留意する。</p> <p>4 指揮者と監視員は崖崩れ等の前兆現象に十分注意するとともに、前兆現象を覚知したときは隊員の避難等適切な措置を講じる。また、作業中の隊員が覚知したときは、速やかに指揮者に報告する。</p> <p>5 指揮者は、消防活動が長時間にわたるときは、疲労による注意力の散漫に起因する事故を防止するため、隊員を随時交代させるとともに、活動しない隊員は安全な場所で待機させる。</p> <p>6 災害現場で多数の資器材や大型機械を使って作業するときは、危険を伴うので、平素から資器材の保守管理を適正に行うとともに、隊員相互の距離を保ち、周囲の安全を十分確認しながら作業を行う。</p> <p>7 風水害の現場では気象的悪条件下で作業するため、状況に応じ防火衣でなく、雨合羽、救命胴衣、安全帯の着装に配慮するとともに、資機材として、携帯拡声器、携帯無線機、強力ライト、鋸、スコップ、とび口、救助ロープを携行するなど作業に適した装備で行う。特に、夜間の作業には、足場等の安全確保のため作業範囲全体を十分に明るく照らす。</p> <p>8 隊員は、携帯拡声器、携帯無線機、強力ライト等の携行を相互に確認する。</p> <p>9 浸水地域では、とび口や計測棒等により水の深さを確認しながら行動し、水中の障害物や小河川、溝等の危険箇所には、旗・ロープ等で標示する。</p> | <p>▶ 土砂崩壊の災害現場において、豪雨の中生き埋めになった団員の救出作業中、再び崩壊があり、救出作業に従事し、または国道上に待機していた消防団員らが犠牲となった。</p> <p>▶ 人命検索中、崩壊場所が再度崩れ、隊員1名が下半身土砂に埋まり、足を骨折した。</p> <p>▶ 浸水場所で活動中、疲労から足をとられて転倒、杭で頭を打ち、右側頭部を切創した。</p> <p>▶ 杭打ち作業中、掛矢の頭部が割れて破片が飛び、隊員の目にあたり負傷した。</p> <p>▶ 土砂の排除作業中、スコップが横の隊員にあたり、右手を切創した。</p> <p>▶ 夜間の作業中、照明が不十分なため、材木から出ている釘を踏み抜き、足を負傷した。</p> <p>▶ 浸水箇所を調査中、U字溝に足をとられ左足首を捻挫した。</p> |

II (各論) §2 その他の災害防ぎよ 3 風水害

| 留 意 事 項 | 事 故 事 例 等 |
|--|-----------|
| 10 指揮者は、安全確認・安全監視等の安全管理のほか、退避エリア・退避経路の確保、救助・避難誘導要領等救助活動の実施要領等に関する活動方針を全隊員に徹底するとともに、異常現象が発生した場合の伝達方法や安全管理を行う隊員間の役割分担を決定し全隊員に周知する。 | |

II（各論） § 3 事故等に伴う救助活動 1 総論

§ 3 事故等に伴う救助活動

1 総論

1 共通事項

(1) 資機材の選定及び搬送

| 留意事項 | 事 故 事 例 等 |
|---|--|
| <p>1 資機材は、使用目的や強度を考慮して選定するとともに、使用限界を超えた使い方をしない。</p> <p>2 資機材の搬送は必要な人員を確保し、指揮者の指示のもとに足元に注意しながら実施する。特に、重量物については、歩調を合わせて搬送する。</p> <p>3 資機材を使用する場合は、車両から降ろした時点で作業点検を行った後、災害現場に搬送するとともに、各資機材の取扱い方法を習熟する。</p> <p>4 現場で調達した資機材を活用する場合は、資機材の性能や強度等を把握したうえで使用するとともに、必要に応じて専門家に助言指導を求める。</p> <p>5 支点や支持物は、必ず強度を事前に確認した後に使用する。</p> | <p>▶ 交通事故現場で、押し込まれた車両前部を引っ張るため、ロープを使用し、消防車両でけん引を始めたところ、ロープが金属角部に触れたため切れ、跳ね飛んだロープ端で顔面を強打した。</p> <p>▶ 油圧式救助器具を搬送する際、取手を保持していなかったため、手がはずれ足の甲へ落とし負傷した。</p> <p>▶ 大型油圧スプレッダーをドアの付け根部分と運転席左側面に先端チップを設定。開放後、当スプレッダーを車外に搬出する際、スプレッダー閉鎖時に左手の指をチップ部分に挟まれ負傷した。</p> |

(2) 救出活動

| 留意事項 | 事 故 事 例 等 |
|--|-----------|
| <p>1 指揮者は、災害の状況、天候の変化、地形等から判断して救助活動を継続することが著しく困難であると予測される場合又は隊員の安全確保を図る上で著しく危険であると予測される場合においては、救助活動の中断、縮小等の必要な措置を講じる。</p> <p>2 指揮者は、活動スペースの確保、資機材の選定、隊員の経験・能力や体調等を考慮した任務分担の指示等、活動環境の安全確保体制を図る。</p> <p>3 災害に応じた個人装備の完全着装を行うとともに、常に二次災害危険を予測して活動する。</p> <p>4 出血のある傷者を扱う場合は、事前に感染防止措置を行った後に</p> | |

Ⅱ (各論) § 3 事故等に伴う救助活動 1 総論

| 留意事項 | 事 故 事 例 等 |
|--|---|
| <p>活動する。</p> <p>5 危険な状況変化を察知したときは、一時退避するとともに指揮者に報告する。</p> <p>6 活動は、努めて二重の安全措施を考慮する。</p> <p>7 状況や下命内容等が不明確なときは、活動を安易に開始・継続しない。</p> <p>8 迅速性のみにとらわれず、安全・確実な活動を優先する。</p> <p>9 救出にあたっては、関係者から早期に救助活動に必要な情報を収集し、活動の安全を確保するため、速やかに隊員に対して具体的な注意や指示を行う。</p> <p>10 救助隊の編成は複数隊員とし、指揮者は常に隊員の把握に努め単独行動をさせない。</p> <p>11 指揮者は、活動隊員の体調変化や疲労状況等を把握するとともに、事故防止のため隊員の注意を喚起する。</p> <p>12 隊員の疲労を考慮し、必要により交替要員を確保する。</p> <p>13 指揮者は、救出活動中に状況の変化が生じたときは、隊員に対し速やかに具体的な措置を指示する。</p> <p>14 隊員は、救出活動中必要に応じて相互に声をかけ合い、相互に連携を図るとともに、安全を確認する。</p> <p>15 救出のため進入するときは、周囲の状況に配慮しながら脱出経路を確保する。</p> <p>16 高所に進入するときや高所作業を行うときは、命綱や他隊員による確保等により転落防止を図る。</p> <p>17 火災、有毒ガスの発生、崩壊等二次災害が予測されるときは、警戒区域を設定する。</p> <p>18 夜間や暗い場所等で活動するときは、十分照明を確保し、周囲の障害物に注意する。</p> <p>19 救助活動と安全の確保に必要な範囲に警戒区域を設定し、ロープ等により明示する。また、必要により警戒要員を配置する。</p> <p>20 道路や軌道敷内で、後続車両・通過車両等による追突・接触事故に巻き込まれるおそれが予測されるときは、警戒要員を配置する。</p> <p>21 落下物、転落、倒壊危険等が予測されるときは、活動隊員の進入禁止区域をロープ等で設定し、監視員を配置する。</p> <p>22 感電する危険があるときは、活動隊員に周知し関係者に電路の遮断を要請する。</p> <p>23 交通事故等で出火危険が予測されるときは、消火器や放水準備等の消火手段を確保する。</p> <p>24 付近住民や関係者等の危険が予測されるときは、安全な場所に避難誘導を行う。</p> | <p>▶ 進入後、命綱をはずし、単独で行動中、方向感覚を失い、あわてて脱出口を求めているうち、転倒し、手足を負傷した。</p> |

| 留意事項 | 事故事例等 |
|--|---------------------------------------|
| 25 山岳における救出活動は、足場が不安定で地形が複雑に入り組んでいるので、谷等に転落しないよう必要に応じて身体を確保する。 | ▶ 山岳における行方不明者の捜索活動中に職員 1 名が谷に滑落し死亡した。 |

(3) 担架による搬送活動

| 留意事項 | 事故事例等 |
|---|--|
| 1 要救助者を担架に収容するときや担架を持ち上げるときは、腰椎損傷を防止するため、全員が十分に腰を落とし、呼吸を合わせる。 2 階段等で担架を搬送するときは、担架前部と後部の隊員間で声をかけ合い、歩調を合わせ、つまずき等の防止を図る。なお、必要に応じて誘導員を配置する。 3 狭い場所で担架搬送を行うときは、壁体あるいは手すりや担架の間に手を挟まれないよう注意する。 | ▶ 負傷者を担架に乗せて持ち上げる際、隊員同士のタイミングが合わず、一方の隊員に負荷がかかり、腰椎捻挫をおこした。 ▶ 負傷者を搬送するため階段を降りる際、無理な姿勢となったため転倒し、ひざを負傷した。 |

(4) 撤収、引揚げ

| 留意事項 | 事故事例等 |
|---|---|
| 1 指揮者は、活動後の隊員の体調変化や疲労状況等を把握するとともに、撤収時における事故防止のため隊員の注意を喚起する。 2 資機材を搬送するときは、隊員は自ら確認呼称を行うとともに、相互に声をかけ合い資機材の収納を行う。 3 資機材は、数量や機能等異状の有無を点検し、事後に備える。 | ▶ 救出完了と同時に気が緩んで、エアソーを手渡すとき、確認呼称を怠り、足の甲に落とし負傷した。 |

2 積雪・凍結時の留意事項

| 留意事項 | 事故事例等 |
|---|-------|
| 1 厳寒時にあっては、手足等の感覚が麻痺し、体力が平常時よりも低下するので、確保は複数で行う。 2 雪上での確保は極力避け、必要なときは足がかりのある場所で座り確保で行う。 3 資機材は機能の低下を防止するため、布やシート等の上に置くこととし、不用意に雪の上に置かない。 4 斧やハンマー等の使用時は、雪が付着すると、滑って手から外れる危険があるので注意する。 | |

強風時の活動で転落の危険があった案件 (消防ヒヤリハットデータベースより抜粋)

| No. | 発生日 | 事例 |
|-----|-------------|--|
| 1 | 平成16年9月8日 | ○ 台風上陸時、建物2階屋根のトタンが剥がれ飛びそうになっていたため、関係者及び消防隊員が屋根の上で活動をしていたところ、突風により転落しそうになったもの。 |
| 2 | 平成18年9月17日 | ○ 台風通過に伴う、一般住宅のトタン屋根撤去活動中に、突風にあおられトタンと共に屋根から転落しそうになったもの。 |
| 3 | 平成20年4月1日 | ○ 民家2階屋根の上で活動中、突風によりトタン屋根がめくり上がり、隊員が転落しそうになったもの。(暴風警報発令中) |
| 4 | 平成28年8月22日 | ○ 台風時、小屋のトタン屋根が飛びそうという内容で出動し、トタン屋根の撤去及び固定を試みたところ、突発的な強風によりトタンが飛んできたもの。 |
| 5 | 平成28年8月22日 | ○ 強風により、一般住宅のトタン屋根が剥がれており、それを固定しようと屋根に上がったところ、突風にあおられ転落しそうになったもの。 |
| 6 | 平成28年12月21日 | ○ 木造2階建ての店舗兼住宅火災において、排煙活動のために屋根に上がり、開口部を設定しようとしたところ、強風にあおられ転落しそうになったもの。 |